

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 28 年 8 月 9 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600026号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600029号

## 第1 結論

平成4年4月から平成5年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年4月から平成5年3月まで

私は学生の時はA市B区に住んでおり、国民年金保険料については、母と一緒に毎年免除の申請手続きを行っていた。平成3年度と平成5年度が全額申請免除と記録されているのに、平成4年度は未納となっている。平成3年度と平成5年度に免除の申請手続きを行って、平成4年度だけ免除の申請手続きを行っていないということはない。年金記録が誤っているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、「母と一緒に毎年免除の申請を行っていた。平成3年度と平成5年度に免除の申請手続きを行って、平成4年度だけ免除の申請手続きを行っていないということはない。」と主張しているが、「平成4年度も母と一緒に免除申請をしているはずだが、いつ頃免除申請を行ったかは憶えていない。」と陳述しており、請求者の母も、「息子の免除申請をしたという記憶はうっすらとあるが、免除申請にいつ頃行ったのか、何回行ったのかなど具体的なことは全く憶えていない。」と陳述しており、いずれも平成4年度の免除申請を行った時期や手続の具体的な記憶が明確ではなく、その状況は不明である。

また、請求者のA市B区における国民年金被保険者名簿には、平成3年度及び平成5年度については、国民年金保険料の全額申請免除を示す「M」が記載されているが、平成4年度については、保険料の未納を示す「未」が記載されているほか、同名簿の備考欄には「5年12月20日 未納催告電話、本人学生、申免に必ず来るよう指導 →H5.12.21 申免に来庁、母は納付していくということ。」という記載が確認できるところ、この記載についてA市は、「請求者の母が、平成5年12月21日に請求者の免除申請に区役所に来庁し、平成5年度は免除申請を行ったが、当時、国民年金保険料の免除は現年度分の保険料が対象であり、請求期間は過年度分の保険料であったことから免除申請ができなかったため、請求期間の保険料を納付してい

く意思表示をした内容の記載であると考えられる。」と回答している。

さらに、請求者のオンライン記録によると、平成6年12月8日付けで、請求者に対して過年度納付書が作成されており、同日時点では、平成3年度及び平成5年度については既に国民年金保険料免除期間となっていることから、当該過年度納付書は、請求期間のうち平成4年11月から平成5年3月までの過年度納付書であり、請求期間に係る免除申請は行われていなかったことが認められる。

加えて、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が請求期間について、国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料もなく、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600181号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600030号

## 第1 結論

昭和51年\*月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年\*月から昭和52年3月まで

私が20歳になった昭和51年\*月頃に、A県のB事業所で勤務していた私のために、C市に住んでいた私の母が同市役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。

国民年金保険料についても、母が母の分と一緒に納めてくれたはずだが、請求期間が未納となっているので、調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、20歳になった昭和51年\*月頃に、A県のB事業所で勤務していた請求者のために、C市に住んでいた請求者の母が同市役所で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料も母が納付したと主張しているが、請求者の母は既に亡くなっているため、当時の事情を聴取することができない上、請求者自身も国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、請求者は、戸籍の附票によると、昭和50年9月から昭和52年7月(昭和52年7月8日D市からC市に転入)までの期間はA県D市に居住していることが確認できることから、請求期間当時、C市に居住していた請求者の母が、同市において請求者の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行うことはできない。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和52年7月頃にC市において払い出されたと推認され、当該払出時点において、請求者は20歳到達時に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、当該払出時点では、請求期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、上記のとおり保険料の納付状況は不明である。

加えて、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調査したものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間について国

民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。